

保険の名称(主な特約)

●団体長期障害所得補償基本特約・特定生活習慣病のみ補償特約・特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約・債務一括返済支援特約および債務返済支援特約付総合生活保険(略称:7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険)

ご加入いただける方

●年齢が借入時に満20歳以上満50歳以下で、就業されているお客様
 ●被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いする場合

- 7大疾病により入院または医師の指示によって自宅療養し、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヶ月につき毎月平均返済予定額^(※)を1年間を限度としてお受け取りいただけます。てん補期間中の就業障害である期間1か月について、平均月間返済予定額または100万円を限度とします。
 - 7大疾病により入院または医師の指示によって自宅療養し、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、30日間の免責期間を超えて1年間継続した場合、その時点で住宅ローン残高相当の保険金を債務の返済に充当されます。免責期間(1年30日)終了日の翌日時点で賦払償還債務残高相当額を限度とします。
 - 保険金をご請求いただいた場合、医師の診断書による診査、または主治医への照会のために、保険金支払いまでにお時間をいただくことがあります。
 - 住宅ローンのご返済は、保険金のお受け取り期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、ご加入の際にお客様にご指定いただきました保険料引落口座(ローン返済用預金口座)にお支払いいたします。)
 - 7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師が認定する就業障害期間については、保険金のお支払い対象となります。
- (※) 保険料払込月の前月末時点を基準とした年間返済予定額÷12となります。ただし、約定上の最終毎月返済額と最終ボーナス返済額は年間返済予定額の計算には含めません。ローン約定最終返済月までの期間が12ヶ月以内の場合は年間返済予定額を「約定残存返済月数-1」で割った額となります。

保険金をお支払いしない主な場合

- (1) 主に以下のような原因により生じた就業障害に対しては保険金をお支払いできません。
- ①所定の7大疾病以外の病気またはケガ(「女性特有の疾病および妊娠」に伴う身体障害を補償する特約をセットされた場合は、所定の女性疾病および妊娠に伴う病気またはケガによる就業障害に対しては保険金をお支払いします。)
 - ②被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気
 - ③自殺、闘争または犯罪行為によるケガまたは病気
 - ④麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気
 - ⑤戦争、内乱または暴動等によるケガまたは病気
 - ⑥核燃料物質の有害な特性などによるケガまたは病気
 - ⑦その他、⑦就業障害発生後、30日間の免責期間中⑧保険責任開始直前1年以内に発病した所定の7大疾病による就業障害(「女性特有の疾病および妊娠」に伴う身体障害を補償する特約をセットされた場合は、所定の女性疾病および妊娠に伴う病気またはケガによる就業障害)(ただし、新規ご加入時の保険責任開始後1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金お支払いの対象となります。)
 - ⑧地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらの事由に随伴して生じた事故によって被った身体障害
 - ⑨被保険者が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害の場合も保険金をお支払いできません。
- *1「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による身体障害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
- (2) 保険期間の開始時以降であっても、被保険者が初回保険料の払い込みを怠った場合には、保険期間の開始時から初回保険料を領収した時までに生じた就業障害および保険期間の開始時から初回保険料を領収した時までに被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。(ただし、第2回目の払込期日に初回保険料と第2回保険料を併せて領収できた場合はこの限りではありません。)
- また、被保険者が第2回目以降の保険料の払い込みを怠った場合で払込期日の翌月の払込期日にも領収できなかった場合には、その各回保険料の払込期日から各回保険料を領収した時までに生じた身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。
- この契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
- 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】**
 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】**
 既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

ご加入の際にご注意いただきたいこと

- (1) 本保険は、株式会社●●銀行(以下、「銀行」といいます。)を保険契約者、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社とする、団体長期障害所得補償基本特約・特定生活習慣病のみ補償特約・特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約・債務一括返済支援特約および債務返済支援特約付総合生活保険(普通保険約款、団体長期障害所得補償基本特約、特定生活習慣病のみ補償特約・特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約・債務一括返済支援特約・債務返済支援特約および保険証券の記載内容等)に基づきます。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として銀行が有します。
 - (2) この保険にご加入できる方は、銀行と金銭消費貸借契約を締結する住宅ローンのご利用者で、融資実行日において満20歳以上かつ満50歳以下の有職者に限ります。
 - (3) 被保険者(住宅ローン債務者)の方は、ご加入申込時に加入依頼書兼告知書の告知事項にご回答いただき、健康であることを要します(加入依頼書兼告知書は、ご加入者本人が、署名・捺印のうえ銀行にお渡ください。)
 - (4) したがって、過去の傷病歴や現在の健康状態によりご加入できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、ご加入後契約内容の変更により補償内容が拡大する場合に、健康状態の告知をいただき引受けの可否をあらかじめ判断させていただきます。
 - (5) 告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)
- 被保険者(保険の対象となる方)の生年月日および性別
 - 被保険者の健康状態(新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合のみ)
 - 他の保険契約等*2を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
- *2他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 加入者証は保険責任開始日の翌月にご送付いたします。
 - (7) 債務の更改があった場合は、再度ご加入手続きが必要になります。
 - (8) ローン返済支援保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。(平成29年10月現在)

脱退となる場合

保険金支払対象事由以外の理由により、今後いかなる業務にも従事する見込みがなくなったときは、任意脱退の手続きが必要となりますので、銀行までご連絡ください。

脱退理由	保険責任の終了日	保険金のお支払いが開始している場合の支払終了日
ローン約定最終返済月に債務を完済した時	債務完済日が属する月の前月の末日	債務完済日まで
ローン契約が途中で完済・取消・解除された時	完済・取消・解除日	完済・取消・解除日まで
被保険者の年齢が満80歳に達した場合	満80歳到達日	てん補期間の終了日まで
3ヶ月連続で保険料が払い込まれない時(注1)	脱退日の属する月の前々月の保険料払込期日の前日(注1)	てん補期間の終了日まで
任意脱退した時	任意脱退日	てん補期間の終了日まで
死亡した時	死亡日	死亡日まで

(注1) 初回保険料から3ヶ月連続で払い込まれない時は、保険始期に遡り脱退となります。
 ※脱退理由が「ローン契約が途中で完済・取消・解除された時」「任意脱退した時」「被保険者の年齢が満80歳に達した時」の場合は、保険責任の終了日の属する月の月末に保険料の最終の自動引き落としをさせていただきます。なお、その場合の保険料は1ヵ月分の保険料となります。(日割り精算は行いません)
 このパンフレットは7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体(銀行)の代表の方にお渡ししております約款等により、ご契約手続き、保険金のお支払条件、その他ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことから記載されていますので、ご一読のうえ加入者証とともに保険期間の終了時まで保管にごご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

**事故に
あわれたら**


**事故が起こった時の
手続きについて**

まずご連絡を

- ①保険の対象となる就業障害が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- ④保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。

●保険事故発生の場合のご契約内容、金銭消費貸借契約内容等の確認について
 保険金支払いを迅速・確実に行うために保険契約内容や保険金請求状況について損害保険会社等間で確認させていただくこと、または金銭消費貸借契約内容について銀行に対して確認させていただくこともありますのであらかじめご了承ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター) 事故は 119番・110番

受付時間: 24時間365日  **0120-119-110**

※事故のご連絡・ご相談をいただく場合は保険商品名(7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険)・ご加入いただいた金融機関名、お客様番号*3をお伝えください。
 *3お客様番号は、ご加入時にご記入いただいた加入依頼書(控)や加入者証に記載がございます。

**次の
項目も
ご注意
ください**

- 7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険にご加入いただくか否かが、銀行におけるお客様の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険は、預金等ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までご照会ください。代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

お問い合わせ先 【代理店】
伊予トータルサービス株式会社
 本社: 〒790-0067
 愛媛県松山市大手町2-5-41
 TEL: 089-943-2514 FAX: 089-947-8709

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
 担当課: 愛媛支店営業課
 TEL: 089-915-0077